

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（開場の期日） 第4条 略</p> <p>2 知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）</u>）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（開場の期日） 第4条 略</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>（許可証の掲示） 第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を仲卸店舗内<u>又は卸売業務施設内</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>（許可証の掲示） 第12条 仲卸業者は、仲卸業務許可証を仲卸店舗内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>
<p>（事業報告書の提出） 第14条 条例第6条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>	<p>（営業報告書の提出） 第14条 条例第6条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>
<p>（事業報告書の提出） 第19条 条例第11条の事業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>	<p>（営業報告書の提出） 第19条 条例第11条の営業報告書は、毎事業年度経過後3月以内に提出しなければならない。</p>

(卸売予定数量等の報告)

第26条 略

2 条例第30条第3項の規定による報告は、月の初日から末日までの取扱状況を翌月5日までに、取扱状況報告書(様式第15号)を提出してしなければならない。

(利用状況報告)

第27条の2 市場施設のうち卸売業務施設(水産物の荷さばきのための利用に限る。)の利用許可を受けた者は、当該施設に係る毎月の利用状況について、月の初日から末日までの利用状況を翌月10日までに、利用状況報告書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

様式第2号(第9条関係)

仲卸業務許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者(法人にあっては、所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
年間の仲卸店舗(卸売業務施設)内での販売見込み	略
略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

(卸売予定数量等の報告)

第26条 略

2 条例第30条第3項の規定による報告は、卸売業者にあつては翌月5日までに、仲卸業者にあつては翌月10日までに、取扱状況報告書(様式第15号)を提出してしなければならない。

様式第2号(第9条関係)

仲卸業務許可申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第3条第1項の規定により仲卸業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者(法人にあっては、所在地)

氏 名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
年間の仲卸店舗内での販売見込み	略
略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第4号（第10条関係）

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
仲卸店 舗（卸 売業務 施設） 内での 販売	略
略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第6号（第16条関係）

売 買 参 加 者 登 録 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項の規定により売買参加者の登録

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第4号（第10条関係）

仲卸業務許可更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第4条第1項の規定により仲卸業務の許可の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
仲卸店 舗内での 販売	略
略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第6号（第16条関係）

売 買 参 加 者 登 録 申 請 書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第8条第1項の規定により売買参加者の登録

を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代
表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第7号（第17条関係）

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代
表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代
表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第7号（第17条関係）

売買参加者登録更新申請書

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により売買参加者の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代
表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額	円
略	

添付書類 略

備考 「資本又は出資の額」及び「役員の氏名」欄は、申請者が法人である場合に記入すること。

様式第9号（第20条関係）

附属営業許可申請書

職氏 名様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本金又は出資の額 （申請者が法人である場合）	円
略	

様式第15号（第26条関係）

取扱状況報告書

職氏 名様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の水産物の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称
代表者の氏名 ㊟

記

様式第9号（第20条関係）

附属営業許可申請書

職氏 名様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第13条第1項の規定により附属営業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者（法人にあっては、所在地）
氏 名 ㊟
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

略	
資本又は出資の額 （申請者が法人である場合）	円
略	

様式第15号（第26条関係）

その1 卸売業者用

取扱状況報告書

職氏 名様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の卸売の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

卸売業者の名称
代表者の氏名 ㊟

記

1 略

2 取扱実績

略

備考 取扱実績には、次の卸売の実績を含めること。

- 1 条例第16条第1項ただし書の規定による相対売又は定価売の方法により行ったもの
- 2 条例第20条第1項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して行ったもの
- 3 条例第21条ただし書に規定する取扱方法により行ったもの

様式第19号（第27条の2関係）

利用状況報告書

1 略

2 取扱実績

略

その2 仲卸業者用

取扱状況報告書

職氏 名様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第30条第3項の規定により 年 月中の仲卸の取扱状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

仲卸業務許可番号

仲卸業者の氏名 ⑩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

区分	種類	数量(トン)			金額(千円)		
		卸売分	その他	計	卸売分	その他	計
買							
受	合計						
販							
売	合計						

職 氏 名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第27条の2の規定により 年
月中の利用状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代
者の氏名)

記

日	荷さばき数量		船名	備考
	生鮮水産物	加工水産物		
	kg・箱	kg		
計	kg・箱	kg		

備考

- 1 利用実績が無い場合は、その旨を報告すること。
- 2 船名の欄は、荷さばきを行った水産物を積んでいた船の名称を記載すること。なお、当該船が複数隻の場合は、主な船の名称を記載し、その次に「その他 隻」と記載すること。
- 3 生鮮水産物については、キログラム又は箱の該当する方を丸で囲むこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月1日からこの規則の施行の日(前項ただし書に規定する日に限る。)までの間に改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の規定に基づき提出された仲卸業務許可申請書及び仲卸業務許可更新申請書は、改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の規定に基づき提出されたものとみなす。